

バリアフリー法施行令の改正に伴う府福祉のまちづくり条例の改正施行

【法施行令改正前】

○建築主等が、2,000 m²以上の特別特定建築物を建築するときは、「建築物移動等円滑化基準」（利用居室までの経路のバリアフリー化、出入口、廊下、エレベーター、便所等のバリアフリー基準）に適合させなければならない。

○地方公共団体は、適合義務の対象となる建築物の規模を、条例で2,000 m²未満で別に定めることができる

※適合させる基準は2,000 m²以上の特別特定建築物と同じ水準
（上乘せは可能だが、緩和はできない）

【法施行令改正の背景】

○現行の建築物移動等円滑化基準は、全国一律で適合義務のかかる2,000 m²以上の特別特定建築物を想定しているため、小規模の建築物にそのまま適用した場合に建築主等にとって過度な負担となる場合がある。

※例えば、スペースが必要な通路の幅員や、車椅子利用者用便房、
車椅子利用者用駐車場も一律に設置義務

○地方公共団体における条例の規模の引下げが拡がらない現状

※条例により規模の引下げを行っているのは20自治体（令和元年10月現在）
平成28年以降、条例を制定した自治体はなし

【法施行令の改正内容（令和3年10月施行）】

○条例で特に小規模となる500 m²未満の規模を設定した場合に、その規模に見合った「建築物移動等円滑化基準」となるよう見直す。

・高齢者、障がい者等が利用する居室までの経路の一以上は、バリアフリー化
（段差の解消、出入口の幅・通路幅の確保等）

幅の例 通路の幅員90cm（中大規模の場合は120cmに合理化）

【改正・府福祉のまちづくり条例（令和3年10月施行）】

○床面積500 m²未満の建築物の場合

EV設置を免除していたが、政令改正によりEV設置が義務化されたため、規定を削除

○移動等円滑化経路の通路幅を90cm以上（改正前の条例で120cm以上で対応済）

○移動等円滑化基準に適合したEV等には標識を設置（改正前の条例で対応済）